

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年5月19日
【会社名】	ANAホールディングス株式会社
【英訳名】	ANA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片野坂 真哉
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6735)1001
【事務連絡者氏名】	グループ総務部長 植野 素明
【最寄りの連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目5番2号
【電話番号】	03(6735)1001
【事務連絡者氏名】	グループ総務部長 植野 素明
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2020年4月1日
【発行登録書の効力発生日】	2020年4月9日
【発行登録書の有効期限】	2022年4月8日
【発行登録番号】	2-関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 200,000百万円
【発行可能額】	200,000百万円 (200,000百万円) (注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段()書きは、発行価額の総額の合計額)に基づ き算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、 2021年5月19日(提出日)である。
【提出理由】	2020年4月1日に提出した発行登録書の記載事項中、「第一部 証券情報 第1 募集要項」の記載について訂正を必要とするた めおよび「募集又は売出しに関する特別記載事項」を追加するた め、本訂正発行登録書を提出する。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

【訂正内容】

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

(訂正前)

未定

(訂正後)

< ANAホールディングス株式会社第42回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)に関する情報 >

銘柄	ANAホールディングス株式会社第42回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)(別称: ANAホールディングス サステナビリティ・リンク・ボンド)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年(未定)%(注)12)
利払日	毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日(注)12)
利息支払の方法	1. 利息支払の方法および期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から本社債を償還すべき日(以下、「償還期日」という。)までこれをつけ、2021年(未定)月(未定)日(注)12)を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年(未定)月(未定)日および(未定)月(未定)日(注)12)の2回に各々その日までの前半が年分を支払う。ただし、半年に満たない利息を計算するときは、その半年の日割でもってこれを計算する。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 償還期日後は利息をつけない。 2. 利息の支払場所 別記(注)「11. 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2026年(未定)月(未定)日(注)12)
償還の方法	1. 償還価額 各社債の金額100円につき金100円 2. 償還の方法および期限 (1) 本社債の元金は、2026年(未定)月(未定)日(注)12)にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払はその前銀行営業日にこれを繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、払込期日の翌日以降、法令または別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める業務規程その他の規則に別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができる。 3. 償還元金の支払場所 別記(注)「11. 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。

申込期間	2021年（未定）月（未定）日（（注）12）
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店および国内各支店
払込期日	2021年（未定）月（未定）日（（注）12）
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
担保	本社債には担保ならびに保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1．当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）に担保を提供する場合（当社の資産に担保権を設定する場合、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をする場合および当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。）には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定しなければならない。したがって、本社債は、当社が国内で既に発行したまたは国内で今後発行する他の無担保社債（ただし、別記「財務上の特約（その他の条項）」欄で定義する担付切換条項が特約されている無担保社債を除く。）以外の債権に対しては劣後することがある。 2．当社が本欄第1項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。
財務上の特約（その他の条項）	本社債には担付切換条項等その他の財務上の特約は付されていない。担付切換条項とは、純資産額維持条項等当社の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約または当社が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいう。

（注）1．信用格付

本社債について信用格付業者から取得する予定の信用格付および取得予定日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり（電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先）。

(1) 株式会社格付投資情報センター（以下、「R & I」という。）

信用格付：A - （シングルA マイナス）（取得予定日 2021年（未定）月（未定）日（（注）12））

入手方法：R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」および同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載される予定である。

問合せ電話番号 03-6273-7471

(2) 株式会社日本格付研究所（以下、「JCR」という。）

信用格付：A（シングルA）（取得予定日 2021年（未定）月（未定）日（（注）12））

入手方法：JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載される予定である。

問合せ電話番号 03-3544-7013

信用格付は債務履行の確実性（信用リスク）についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報（発行体から提供された情報を含む。）を利用しているが、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2．社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用

本社債は、その全部について社債、株式等の振替に関する法律（以下、「社債等振替法」という。）第66条第2号の定めに従い社債等振替法の規定の適用を受けることとする旨を定めた社債であり、社債等振替法第67条第2項に定める場合を除き、社債券を発行することができない。

3．社債の管理

本社債には会社法第702条ただし書に基づき、社債管理者は設置されておらず、社債権者は自ら本社債を管理し、または本社債に係る債権の実現を保全するために必要な一切の行為を行う。

4. 財務代理人、発行代理人および支払代理人

株式会社三井住友銀行

5. 期限の利益の喪失に関する特約

(1) 当社は、次の各場合のいずれかに該当したときは、ただちに本社債総額について期限の利益を喪失する。
当社が別記「償還の方法」欄第2項第(1)号の規定に違背したとき。

当社が別記「利息支払の方法」欄第1項第(1)号の規定に違背し、7日を経過してもこれを履行または解消できないとき。

当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項の規定に違背したとき。

当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは当社以外の社債またはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではない。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、または取締役会において解散(合併の場合を除く。)の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、または特別清算開始の命令を受けたとき。

(2) 本社債について期限の利益を喪失した場合には、当社はただちにその旨を公告する。

6. 社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債に関して社債権者に通知する場合の公告は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社の定款所定の電子公告の方法によりこれを行うものとする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、定款所定の新聞紙および東京都、大阪府で発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときは、これを省略することができる。)に掲載する。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債要項の変更

(1) 本社債の社債要項に定められた事項(ただし、本(注)4を除く。)の変更は、法令に定めがある場合を除き、社債権者集会の決議を要する。ただし、社債権者集会の決議は、裁判所の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(2) 裁判所の認可を受けた前号の社債権者集会の決議は、本社債の社債要項と一体をなすものとする。

9. 社債権者集会に関する事項

(1) 本社債および本社債と同一の種類(会社法の定めるところによる。)の社債(以下、「本種類の社債」と総称する。)の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨および会社法第719条各号所定の事項を本(注)6に定める方法により公告する。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、当社に対し、社債権者集会の目的である事項および招集の理由を記載した書面を当社に提出して本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

10. 費用の負担

以下に定める費用は当社の負担とする。

(1) 本(注)6に定める公告に関する費用

(2) 本(注)9に定める社債権者集会に関する費用

11. 元利金の支払

本社債に係る元利金は、社債等振替法および別記「振替機関」欄記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われる。

12. 未定事項については、需要状況を勘案したうえで利率の決定日に決定する予定である。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

(訂正前)

未定

(訂正後)

< A N Aホールディングス株式会社第42回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)に関する情報>

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所
S M B C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号

(注) 元引受契約を締結する金融商品取引業者は上記を予定しておりますが、各引受人の引受金額、引受けの条件については、利率の決定日に決定する予定であります。

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

「第一部 証券情報 第2 売出要項」の次に以下の内容を追加します。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

< A N Aホールディングス株式会社第42回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)に関する情報>

1. サステナビリティ・リンク・ボンドとしての適合性について

当社は、A N Aホールディングス株式会社第42回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(サステナビリティ・リンク・ボンド)(以下、「本社債」といいます。)をサステナビリティ・リンク・ボンド(注1)として発行するにあたり、国際資本市場協会(以下、「I C M A」といいます。)の「サステナビリティ・リンク・ボンド原則(Sustainability-Linked Bond Principles)(2020年版)」(注2)への適合性について、R & Iからセカンドオピニオンを取得しています。

(注1) サステナビリティ・リンク・ボンド(以下、「S L B」といいます。)とは、あらかじめ定められたサステナビリティ/ E S Gの目標の達成を促す債券をいいます。S L Bの発行体は、あらかじめ定められた時間軸の中で、将来の持続可能性に関する成果の改善にコミットします。具体的には、S L Bは、発行体があらかじめ定めた重要な評価指標(以下、「K P I」といいます。)とサステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(以下、「S P T s」といいます。)による将来のパフォーマンスの評価に基づいた金融商品であり、K P Iに関して達成すべき目標数値として設定されたS P T sの達成を促します。

(注2) 「サステナビリティ・リンク・ボンド原則(Sustainability-Linked Bond Principles)(2020年版)」とは、I C M Aが2020年6月に公表したサステナビリティ・リンク・ボンドの商品設計、開示およびレポート等にかかるガイドラインをいいます。

2. 当社の重要課題に対する取り組みと重要な評価指標(K P I)について

当社グループは、E S Gにかかわる中長期目標を「社会要請の把握」「社会要請の整理・優先付けと目標の策定」「目標の妥当性確認と決定」のステップにて定めています。当社グループの経営理念や戦略との一貫性・継続性、および事業におけるインパクトと社会・環境に対するインパクトを踏まえ、E S Gに関する有識者との対話で妥当性も確認しながら、アクションプランを作成・実行していますが、達成状況を自己評価するだけでなく、客観的かつ多面的に把握するため、E S Gにかかわる外部評価(今回選定した4つのS P T s)を活用しています。これらの外部評価には、グローバルな最新動向、各ステークホルダーからの要請が常に反映されているため、当社グループのE S G経営推進レベルを測ることができると考えています。なお、今回設定するS P T sについては、その評価結果を役員報酬に反映することとしているため、「G(ガバナンス)」の観点を包含しています。当社グループでは、「E(環境)」「S(社会)」のテーマについて目指すべき目標を設定し、「G」と関連させて取り組むことで、その達成を目指しています。

当社グループは、当該S P T sの各年度末時点の評価結果について、年1回ホームページおよび統合報告書により一般に開示する予定です。

3. サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット（SPTs）について

- DJSI World IndexおよびDJSI Asia Pacific Indexの構成銘柄に選定
- FTSE4Good Indexの構成銘柄に選定
- MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数の構成銘柄に選定
- CDP「A-」以上の評価取得

上記4つのSPTsのうち、2022年度末（2023年3月31日）時点で2項目以上が未達成の場合、環境・社会に対してポジティブなインパクトを創出することを目的として活動を行っている一般に認知された法人・団体等へ、2024～2026年度の各年度において社債発行額の0.1%相当額（0.1%相当額×3ヵ年）の寄付を行います。

当社自らのESGへの取り組みに加えて、寄付による活動支援を通じて追加的にポジティブなインパクトを創出します。

なお、当社はSPTs進捗状況として2021年度末（2022年3月31日）時点の外部評価結果を、SPTs達成状況として2022年度末（2023年3月31日）時点の外部評価結果をそれぞれ公表する予定です。R&Iは当社の開示内容を検証し、SPTs進捗状況については2022年8月末までに、SPTs達成状況については2023年8月末までにそれぞれ検証レポートを公表する予定です。

また、一部のSPTsが測定不可能または達成状況について十分に確認できない場合の代替方法として、以下のように考えております。

- 4つのSPTsのうち、1項目確認が不可能な場合は、確認可能な3項目のうち2項目以上の未達成の場合に寄付を行う
- 4つのSPTsのうち、2項目確認が不可能な場合は、確認可能な2項目のうち2項目の未達成の場合に寄付を行う
- 4つのSPTsのうち、3項目確認が不可能な場合は、確認可能な1項目のうち1項目の未達成の場合に寄付を行う
- 4つのSPTsのうち、4項目確認が不可能な場合は、寄付は行わない

- (注1) DJSIは、米国S&P Dow Jones Indices社とスイスのRobecoSAM社が提携して開発したSRI（Socially Responsible Investment、社会的責任投資）の指標で、経済、環境、社会の3つの側面から企業活動を分析し、持続可能性に優れた企業を選定しています。1999年に開始したインデックスの構築は世界初であり、サステナビリティ指数の分野を切り開いてきたパイオニア的存在として広く認知されています。20年以上の実績を背景にグローバルで重要視されるベンチマークの1つです。
- (注2) FTSE4Good Indexを提供するFTSE Russellは1995年に設立され、ロンドン証券取引所の情報サービス部門に属します。株式や債券などのグローバルなインデックスの算出のほか、ESG Ratingなど機関投資家向けに様々な情報、分析サービスを提供しています。当社債のSPTsであるFTSE4Good Indexは、FTSE Russellが扱うインデックスのうち、ESG要素が強いインデックスで2001年に提供が始まりました。構成銘柄の選定は当社が扱うESG Ratingをベースに、特定のESGスコア以上の企業を対象としています。
- (注3) MSCIは1998年モルガン・スタンレーとキャピタル・グループを株主としてニューヨークに設立され、2007年にニューヨーク証券取引所に上場しています。当社債のSPTsであるMSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数は日本株を対象とするインデックスです。
- (注4) CDPは企業の環境活動に関する情報開示と、行動を促すことを目的として2000年に設立された英国のNPOで、投資家やサプライヤーの要請を受けて気候変動、水セキュリティ、フォレストの3種類の質問書を企業に配布・回収・集計し、評価します。気候変動スコアは、3つの質問書のうち、気候変動の質問書に回答した企業に与えられる評価で、環境活動に関する開示、リスクに対する認識、リスクマネジメント、リーダーシップの観点から「A、A-、B、B-、C、C-、D、D-」の8段階で表されます。CDPの気候変動スコアは企業の回答書と共にCDPのホームページに公開されます。